

中原区役所会計年度任用職員に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市会計年度任用職員の取扱いに関する基本要綱（31川総人第1145号）第22条の規定に基づき、同要綱その他別に定めるもののほか、中原区役所が所管する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の職務、勤務条件等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務内容、勤務時間等)

第2条 会計年度任用職員の業務内容、定数、勤務場所、勤務時間、休憩時間等は、別表第1に定めるとおりとする。

(給料又は基本報酬の額)

第3条 月額で支給する会計年度任用職員（次項に定める会計年度任用職員を除く。）の給料又は基本報酬の額は、別表第2に定める相当する表級号の範囲内において、本市職員としての経験月数（採用の日前3年間の範囲内に限る。）を考慮して決定した準用する表級号に定める額に、当該職員の1週間当たりの勤務時間を38.75時間で除して得た割合を乗じて得た額とする。

2 月額又は日額で支給する会計年度任用職員のうち別表第3に定める会計年度任用職員の給料又は基本報酬の額は、同表に定めるとおりとする。

(半日単位の年次休暇)

第4条 半日を単位として年次休暇を受けることができる会計年度任用職員は、次に掲げる会計年度任用職員以外の職員とする。

(1) 埋火葬許可業務等会計年度任用職員

(2) 中原区役所区民課混雑緩和対策会計年度任用職員（土曜開庁業務で勤務する場合に限る。）

(3) マイナンバーカード交付会計年度任用職員（土曜開庁業務で勤務する場合に限る。）

(4) タブレット入力支援等会計年度任用職員（土曜開庁業務で勤務する場合に限る。）

(5) 中原区役所区民課証明交付業務等会計年度任用職員（土曜開庁業務で勤務する場合に限る。）

2 半日単位の年次休暇は、正午で区分し、2回をもって1日の年次休暇とする。

ただし、次の各号に掲げる会計年度任用職員については、当該各号に定める時刻で区分するものとする。

(1) 交通安全対策員

前半が3時間、後半が2時間45分となる時刻

(2) 中原区役所区民課混雑緩和対策会計年度任用職員

ア 5時間45分勤務の場合

前半が2時間45分勤務、後半が3時間勤務となる時刻

イ 6時間勤務の場合

前半が3時間勤務、後半が3時間勤務となる時刻

ウ 6時間15分勤務の場合

前半が3時間勤務、後半が3時間15分勤務となる時刻

(3) マイナンバーカード交付会計年度任用職員

ア 5時間45分勤務の場合

前半が2時間45分勤務、後半が3時間勤務となる時刻

イ 6時間勤務の場合

前半が3時間勤務、後半が3時間勤務となる時刻

ウ 6時間15分勤務の場合

前半が3時間勤務、後半が3時間15分勤務となる時刻

(4) タブレット入力支援等会計年度任用職員

ア 5時間45分勤務の場合

前半が2時間45分勤務、後半が3時間勤務となる時刻又は前半が3時間勤務、後半が2時間45分勤務となる時刻

イ 6時間15分勤務の場合

前半が3時間勤務、後半が3時間15分勤務となる時刻

(5) 中原区役所区民課証明交付業務等会計年度任用職員

ア 5時間45分勤務の場合

前半が2時間45分勤務、後半が3時間勤務となる時刻又は前半が3時間勤務、後半が2時間45分勤務となる時刻

イ 6時間15分勤務の場合

前半が3時間勤務、後半が3時間15分勤務となる時刻

(6) 被保護者自立生活支援相談員、生活保護年金専門員及び生活保護調査事務会計年度任用職員

ア 週5日勤務で8時30分から15時15分まで勤務の場合
11時30分

イ 週5日勤務で10時30分から17時15分まで勤務の場合
13時30分

(7) 中原区役所利用者支援業務会計年度任用職員

前半が2時間45分勤務、後半が3時間勤務となる時刻

(その他必要事項)

第5条 川崎市会計年度任用職員の取扱いに関する基本要綱及びこの要綱に定めるもののほか、会計年度任用職員に関し必要な事項は、中原区長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

職名	業務内容	定数	所管課	勤務場所	1週間の勤務時間	勤務時間(休憩時間)	勤務日	週休日
交通安全対策員	(1)区民に対する交通安全思想の普及啓発に係る業務の補助 (2)区民に対する交通安全教育に係る業務の補助 (3)その他所属長が命じたこと。	1	危機管理担当	危機管理担当	28時間45分	8時30分から17時15分までの間で5時間45分を超えない範囲内で定める時間 (休憩 勤務時間内において1時間)	月曜日から日曜日までの週5日	勤務が割り振られない日
埋火葬許可業務等会計年度任用職員	(1)埋火葬許可証の発行に関する業務 (2)戸籍届関係書類の受領に関する業務 (3)その他所属長が命じたこと。	7	まちづくり推進部総務課	まちづくり推進部総務課	業務に従事するために必要と認める時間	業務に従事するために必要と認める時間(休憩なし)	業務に従事するために必要と認める日	勤務が割り振られない日
中原区役所選挙対策等会計年度任用職員	選挙関係業務	1	まちづくり推進部総務課	まちづくり推進部総務課	28時間45分	8時30分から17時15分までの間で5時間45分を超えない範囲内で定める時間 (休憩 勤務時間内において1時間)	月曜日から日曜日までの週5日	勤務が割り振られない日
住民組織活動支援業務会計年度任用職員	(1)川崎市町内会・自治会活動応援補助金交付要綱に基づく事務処理に関すること。 (2)町内会・自治会の支援に関すること。 (3)その他所属長が命じたこと。	1	まちづくり推進部地域振興課	まちづくり推進部地域振興課	28時間45分	9時30分から16時15分まで (休憩 勤務時間内において1時間)	月曜日から金曜日までの週5日	土曜日及び日曜日
社会教育指導員	(1)各種学級の企画運営に関する業務 (2)学習グループ・PTA活動の支援に関する業務 (3)学習情報提供・相談事業に関する業務 (4)その他所属長が命じたこと。	1	まちづくり推進部生涯学習支援課	まちづくり推進部生涯学習支援課	29時間	9時から17時15分まで (休憩 勤務時間内において1時間)	火曜日から金曜日までの週4日	月曜日、土曜日及び日曜日

職名	業務内容	定数	所管課	勤務場所	1週間の勤務時間	勤務時間(休憩時間)	勤務日	週休日
中原区役所 区民課混雑 緩和対策会 計年度任用 職員	(1)住民異動届窓口受付・電話応対 (2)住民異動入力・照合等 (3)マイナンバー受付等 (4)その他所属長が命じたこと。	3	区民サービス部区民課	区民サービス部区民課	28時間45分	(1)土曜閉庁の週 8時30分から17時15分までの間で 5時間45分を超えない範囲で定める 時間 (休憩 勤務時間内において1時間) (2)土曜開庁の週 平日は8時30分から17時15分まで の間で、6時間15分を超えない範囲 で定める時間 (休憩 勤務時間内において1時間) 土曜日は8時30分から12時45分ま での間で4時間15分を超えない範囲 で定める時間(休憩なし)	(1)土曜閉庁の週 月曜日から金曜日ま での週5日 (2)土曜開庁の週 月曜日から土曜日ま でのうち週5日	(1)土曜閉庁の週 土曜日及び日曜日 (2)土曜開庁の週 月曜日から金曜日 までの間の1日及 び日曜日
マイナンバー カード交 付会計年度 任用職員	(1)マイナンバーカード交付業務 (2)来客者への制度・手続きの対応 (3)その他所属長が命じたこと。	2	区民サービス部区民課	区民サービス部区民課	28時間45分	(1)土曜閉庁の週 8時30分から17時15分までの間で 5時間45分を超えない範囲で定める 時間 (休憩 勤務時間内において1時間) (2)土曜開庁の週 ア：平日勤務 A勤：8時30分から17時15分まで の間で、6時間15分を超えない範囲 で定める時間 B勤：8時30分から17時15分まで の間で、6時間を超えない範囲で定め る時間 (休憩 勤務時間内において1時間) イ：土曜日勤務：8時30分から12時 45分までの間で4時間15分を超えな い範囲で定める時間(休憩なし)	(1)土曜閉庁の週 月曜日から金曜日ま での週5日 (2)土曜開庁の週 月曜日から土曜日ま でのうち週5日	(1)土曜閉庁の週 土曜日及び日曜日 (2)土曜開庁の週 月曜日から金曜日 までの間の1日及 び日曜日

職名	業務内容	定数	所管課	勤務場所	1週間の勤務時間	勤務時間(休憩時間)	勤務日	週休日
タブレット 入力支援等 会計年度任 用職員	(1) タブレット入力支援業務 (2) 制度・手続きに関する来庁者への対応 (3) その他所属長が命じたこと。	4	区民サー ビス部 区民課	区民サー ビス部 区民課	28 時間 45 分	(1)土曜閉庁の週 8時30分から18時までの間で5時間 45分を超えない範囲で定める時間 (休憩 勤務時間内において1時間) (2)土曜開庁の週 平日は8時30分から18時までの間で、 6時間15分を超えない範囲で定める時 間 (休憩 勤務時間内において1時間) 土曜日は8時30分から13時30分まで の間で4時間30分を超えない範囲で定 める時間(休憩なし)	(1)土曜閉庁の週 月曜日から金曜日 までの週5日 (2)土曜開庁の週 月曜日から土曜 日までのうち週 5日	(1)土曜閉庁の週 土曜日及び日曜 日 (2)土曜開庁の週 月曜日から金曜 日までの間の1 日及び日曜日
中原区役所 区民課証明 交付業務等 会計年度任 用職員	(1)各種証明書等の窓口交付業務 (2)郵送による各種証明等の交付業務 (3)フロア案内業務 (4)その他所属長が命じたこと。	1	区民サー ビス部 区民課	区民サー ビス部 区民課	28 時間 45 分	(1)土曜閉庁の週 8時30分から17時45分までの間で5 時間45分を超えない範囲で定める時間 (休憩 勤務時間内において1時間) (2)土曜開庁の週 平日は8時30分から17時45分まで の間で、6時間15分を超えない範囲で定 める時間 (休憩 勤務時間内において1時間) 土曜日は8時30分から13時00分まで の間で4時間30分を超えない範囲で定め る時間(休憩なし)	(1)土曜閉庁の週 月曜日から金曜 日までの週5日 (2)土曜開庁の週 月曜日から土曜日 までのうち週5日	(1)土曜閉庁の週 土曜日及び日曜 日 (2)土曜開庁の週 月曜日から金曜 日までの間の1 日及び日曜日

職名	業務内容	定数	所管課	勤務場所	1週間の勤務時間	勤務時間(休憩時間)	勤務日	週休日
福祉事務所 医療・介護 扶助会計年 度任用職員	(1)医療・介護指定申請等の事務処理 (2)長期入院・外来患者の把握及び承認期間の確認 (3)診療報酬明細書の点検及び振り分け (4)医療・介護扶助の過誤調整事業 (5)その他医療・介護扶助関係の補助事務	1	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護課	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護課	28時間45分	9時から15時45分まで (休憩 勤務時間内において1時間)	月曜日から金曜日 までの週5日	土曜日及び日曜日
被保護者自立生活支援 相談員	(1) 面談による相談支援 (2) 生活保護受給者等就労自立促進事業を活用した就労支援 (3) 公共職業安定所の利用に係る支援 (4) 就労支援事業等の情報提供及び利用勧奨 (5) 採用面接に係る事前指導等 (6) 就労後の定着支援 (7) その他本事業の目的を達成するために必要な業務及び所属長が命ずる業務	2	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護課	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護課	(1)週5勤務 28時間45分 (2)週4勤務 29時間	(1)週5勤務 ア 8時30分から15時15分まで イ 9時から15時45分まで ウ 10時30分から17時15分まで 1日の勤務時間は上記のいずれかとし、その割り振りは所属長が定める。 (2)週4日勤務 9時から17時15分まで (休憩 勤務時間内において1時間)	月曜日から金曜日 までのうち週5日 又は4日	(1)週5日勤務 土曜日及び日曜日 (2)週4日勤務 土曜日及び日曜日 に加え月曜日から 金曜日までの間の 1日
生活保護年 金専門員	(1)年金受給資格調査 (2)年金事務所への同行訪問 (3)年金に関する手続きに伴う援助業務 (4)年金制度に関する研修業務 (5)その他所属長が命じたこと。	1	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護課	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護課	(1)週5勤務 28時間45分 (2)週4勤務 29時間	(1)週5勤務 ア 8時30分から15時15分まで イ 9時から15時45分まで ウ 10時30分から17時15分まで 1日の勤務時間は上記のいずれかとし、その割り振りは所属長が定める。 (2)週4日勤務 9時から17時15分まで (休憩 勤務時間内において1時間)	月曜日から金曜日 までのうち週5日 又は4日	(1)週5日勤務 土曜日及び日曜日 (2)週4日勤務 土曜日及び日曜日 に加え月曜日から 金曜日までの間の 1日

職名	業務内容	定数	所管課	勤務場所	1週間の勤務時間	勤務時間(休憩時間)	勤務日	週休日
生活保護調査事務会計年度任用職員	(1)収入・資産状況等資力調査に関する事務処理 (2)扶養義務者への扶養能力調査に関する事務処理 (3)戸籍調査、関係先等の調査に関する事務処理 (4)その他所属長が命じたこと。	4	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)保護課	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)保護課	(1)週5勤務 28時間45分 (2)週4勤務 29時間	(1)週5勤務 ア 8時30分から15時15分まで イ 9時から15時45分まで ウ 10時30分から17時15分まで 1日の勤務時間は上記のいずれかとし、その割り振りは所属長が定める。 (2)週4日勤務 9時から17時15分まで (休憩 勤務時間内において1時間)	月曜日から金曜日までのうち週5日又は4日	(1)週5日勤務 土曜日及び日曜日 (2)週4日勤務 土曜日及び日曜日に加え月曜日から金曜日までの間の1日
中原区役所利用者支援業務会計年度任用職員	(1)子育て家庭の個別ニーズの把握に関する業務 (2)個別ニーズに応じた適切な教育・保育施設、地域型保育等の情報収集及び提供並びに利用支援に関する業務 (3)その他所属長が命じたこと。	1	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)児童家庭課	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)児童家庭課	28時間45分	9時45分から16時30分まで (休憩 勤務時間内において1時間)	月曜日から金曜日までの週5日	土曜日及び日曜日
中原区役所児童家庭課保育所等入所関係業務会計年度任用職員	(1)保育所入所に係る窓口業務 (2)保育所入所申請関係業務 (3)保育所入所利用調整関係業務 (4)保育所入所者関係業務 (5)その他所属長が命じたこと。	1	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)児童家庭課	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)児童家庭課	28時間45分	9時15分から16時まで (休憩 勤務時間内において1時間)	月曜日から金曜日までの週5日	土曜日及び日曜日

別表第 1 の付表

休日に特に勤務することを命ずる職

職名	特に勤務することを命ずる休日
中原区役所区民課混雑緩和対策会計年度任用職員	勤務日が休日に該当した場合の当該休日（1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日を除く。）
マイナンバーカード交付会計年度任用職員	勤務日が休日に該当した場合の当該休日（1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日を除く。）
タブレット入力支援等会計年度任用職員	勤務日が休日に該当した場合の当該休日（1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日を除く。）
中原区役所区民課証明交付業務等会計年度任用職員	勤務日が休日に該当した場合の当該休日（1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

別表第 2（第 3 条関係）

会計年度任用職員（月額）の相当する表級号の範囲

職名	ランク	相当する表級号の範囲
交通安全対策員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
中原区役所選挙対策等会計年度任用職員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
住民組織活動支援業務会計年度任用職員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
社会教育指導員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
中原区役所区民課混雑緩和対策会計年度任用職員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
マイナンバーカード交付会計年度任用職員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
タブレット入力支援等会計年度任用職員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
中原区役所区民課証明交付業務等会計年度任用職員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
福祉事務所医療・介護扶助会計年度任用職員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
被保護者自立生活支援相談員	D	行政職給料表（1）1級30号給～35号給
生活保護年金専門員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
生活保護調査事務会計年度任用職員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
中原区役所利用者支援業務会計年度任用職員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
中原区役所児童家庭課保育所等入所関係業務会計年度任用職員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給

別表第3（第3条関係）

会計年度任用職員（月額又は日額）の給料又は基本報酬の額

職名	支給単位	給料又は基本報酬の額	地域手当又はこれに相当する報酬を加えた額
埋火葬許可業務等会計年度任用職員	月額	863 円	1,001 円